

くじの方法（電子入札システム対象外の案件の場合）

電子入札システム対象外の案件における見積合わせにおいて、契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者（以下「同価格者」という。）が2者以上いるときは、くじにより契約の相手方を決定します。くじの方法等は以下のとおりです。（※電子入札システム対象案件は、電子入札システムの電子くじを使用します）

1. くじの方法

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除して得られる余りを算出し、当該余りと「くじ用順位」が一致する者を契約の相手方とします。

※「くじ用数値」とは、同価格者が任意に決定する「000」から「999」までの3桁の数字です。

※「くじ用順位」とは、同価格者の法人名（法人以外の場合は屋号、屋号がない場合は氏名。以下同じ。）の五十音順（法人格の表記は考慮しません）に「0」から順に付番する番号です。

2. くじの手順

- (1) くじが必要になった場合は、当機構から同価格者に対し、電子メール又は電話にて「くじ用数値」の連絡を依頼しますので、当機構あてに電子メール等にて「くじ用数値」（「000」から「999」までの3桁の数字）をご連絡ください。なお、期日までにご連絡がない場合は、「くじ用数値」を「000」として取り扱います。
- (2) 当機構において、同価格者に対し、同価格者の法人名の五十音順（法人格の表記は考慮しません）に「くじ用順位」を0から順に付番します。
- (3) 当機構において、同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除して得られる余りを算出し、当該余りと「くじ用順位」が一致した者を契約の相手方として決定します。

3. 具体的な決定方法の例（同価格者が2者の場合）

見積業者	見積金額	くじ用数値 (任意に決定)	くじ用順位 (五十音順)
あいう株式会社	1,300,000	456	0
株式会社さしす	1,300,000	999	1

同価格者のくじ用数値の合計 (①)	同価格者数 (②)	①÷②の余り
456 + 999 = 1455	2	1

→「①÷②の余り」が「くじ用順位」と一致する「株式会社さしす」が契約の相手方